

R7.8月
開始！

千歳市

こども誰でも通園制度が始まります！

千歳市では、保育所や認定こども園などに通っていないお子さんの育ちを応援するとともに、様々な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化するため、こども誰でも通園制度を開始します。

こども誰でも通園制度とは？

- 保護者の就労状況に関係なく、保育所などにお子さんを預けることができる制度です。
- 専門的な知識を持つ保育士との関わりによって、自分の子育てを客観的に捉えられたり、孤立感の解消につながります。
- お子さんを預けた保育所などの保育士に子育てに関する相談をすることもできます。

どんなことができるの？

- お子さんは、同世代のお子さんとのかわりを経験でき、成長発達に刺激をもらうことができます。
- 保育士のお子さんへの接し方を見たり、保育士から園での生活の様子を聞くことで、こどもの成長過程と発達の現状を客観的に捉えることができます。
- 保護者は、お子さんの発達や食事に不安があれば預けた保育所などの保育士に相談ができます。

どんな人が利用できるの？

次の3点をすべて満たすお子さん

- 千歳市民である
- 生後6か月から満2歳である（3歳の誕生日の前々日まで）
- 保育所や認定こども園などの施設に在籍していない

どれくらい利用できるの？

お子さん1人につき

月10時間 まで

※令和8年度以降の利用可能時間は変更となる場合があります。

利用料金は？

お子さん1人につき

1時間300円

※その他実費がかかる場合があります。

「一時預かり事業」との違いは？

- 一時預かり事業
保護者の就労・通院等の理由があるときにこどもを「**一時的に「預ける」**」事業
- こども誰でも通園制度
保護者が利用する理由を問わずに、こどもに成長発達の機会を与えるため保育所などに**定期的に「通園させる」**制度

【お問い合わせ先】

千歳市こども福祉部こども政策課
こども施策推進担当

☎ 0123-24-0341（直通）



利用の流れ

①下記のインターネットフォームから利用認定の申請を行います。

※市役所窓口でも受付しています（持参・郵送いずれも可）。

②千歳市から利用認定証が届きます。

※認定証は、本制度の利用資格を満たすことの証明となりますが、実際の利用を確約するものではありません。実際の利用可否は、利用を希望する施設との面談により決定されます。

③利用希望施設で面談を受けます。

※面談の申込みは電話等で行ってください。

※面談の結果、施設で受け入れが難しいと判断された場合は、利用できない場合があります。

④保護者は施設が指定する方法で利用希望日を予約し、利用を開始します。

⑤利用終了後、利用料を施設が指定する方法で支払います。

利用認定申請フォームは
こちら



市HPはこちら



実施施設一覧



(令和7年8月時点)

施設名	こだま保育園	認定こども園向陽台
住所	千歳市花園5丁目7-13	千歳市若草5丁目2-2
電話番号	0123-26-3455	0123-28-3300
利用定員	0歳児 2名※	0歳児 2名 1歳児 2名 2歳児 2名
提供日	月～金	火～木
提供時間	9時～12時	8時30～12時30分
給食提供	有	有

※保育所等の利用定員の範囲内で受け入れるため、保育所等の利用定員に達した際には、本制度の受入れは制限されます。